

## 豚インフルエンザのヒトへの感染における要観察例について

平成 21 年 4 月 27 日

健康危機管理課

豚インフルエンザのヒトへの感染症例の診断等のため、以下を「要観察例」として暫定的に定義し対応するものとする。なお、今後国等からの情報により、この定義は変更することがある。

### 〔要観察例の定義〕

①急性呼吸器症状(鼻汁又は鼻閉、咽頭痛、咳のうち少なくとも 2 つの症状がある場合)があり、かつ、発症の 10 日以内にメキシコへの渡航歴を有する者。発熱又は熱っぽさの有無は問わない。

②急性呼吸器症状(鼻汁又は鼻閉、咽頭痛、咳のうち少なくとも 2 つの症状がある場合)があり、かつ、発症の 10 日以内にメキシコ以外の豚インフルエンザのヒトへの感染が発生している国(米国、ニュージーランドなど)への渡航歴を有する者。発熱又は熱っぽさの有無は問わない。

### 〔参考事項〕

メキシコおよび米国の豚インフルエンザのヒトへの感染症例のウイルスは H1N1 亜型(A 型インフルエンザ)であるとされていることから、迅速診断で B 型インフルエンザと判定されたものは、豚インフルエンザは否定できると考えられる。この豚インフルエンザウイルス感染について、迅速診断で A 型陽性として検出しうるかについては今のところ情報がない。

感染症発生動向調査によると、熊本県におけるインフルエンザの定点報告数(定点数 80)は、第 16 週(4 月 13 日～19 日)で 200 件であり、このうち 196 件で迅速診断の情報があり、93%、182 件が B 型インフルエンザと判定されている。

[対応]

要観察例①(メキシコへの渡航歴を有する者)

電話相談窓口等で要観察例と判断される場合、感染症指定医療機関への受診を勧奨する。受診のため感染症指定医療機関との調整を行う。

その際には、必ず以下を指導する。

- 1) 受診前に電話等で感染症指定医療機関に連絡し、受診方法について指示を受けること。
- 2) マスクをつけて外出、受診すること。
- 3) 可能であれば、公共交通機関以外の交通手段を利用すること。

要観察例②(メキシコ以外の豚インフルエンザのヒトへの感染が発生している国(米国、ニュージーランドなど)への渡航歴を有する者)

電話相談窓口等で要観察例と判断される場合、本人が選択する医療機関、あるいは、必要に応じて、感染症指定医療機関などへの受診を勧める。

その際には、必ず以下を指導する。

- 1) 受診前に電話等で医療機関に連絡し、渡航歴と症状を説明した上で、受診方法について指示を受けること。
- 2) マスクをつけて外出、受診すること。
- 3) 可能であれば、公共交通機関以外の交通手段を利用すること。

## メキシコ帰国者に健康観察を要請 厚労省方針

メキシコで豚インフルエンザによる死者が出ていることを受け、厚生労働省は26日、メキシコからの帰国者に対して一定期間の健康観察を実施する方針を明らかにした。症状がない人でも、帰国後10日間ほどはなるべく外出しないよう求め、感染者が入国した場合の早期発見と感染拡大の防止を図る。

厚労省によると、メキシコから日本に到着する旅客機は週4便ある。帰国者には空港の検疫所で連絡先を書いてもらうよう要請。同意が得られれば、帰国から10日間程度、地元の保健所が1日1回、電話で健康状態を確認する。高熱などの症状が出た場合は、感染症指定医療機関での受診を勧めるという。次の便が成田空港に到着する29日から始める。

厚労省はまた、医療機関に対し、重症肺炎などの事例の報告を求めることを決めた。発生率の変化を調べ、感染の状況を監視する。

一方、これまでの帰国者では、25日に日本人女性1人が旅行中にかぜの症状があったと申し出たが、回復から10日以上たっており、他人に感染させる恐れはないと判断した。別の1人は空港に設置したサーモグラフィーの検査で発熱が確認されたが、経路地のカナダからの搭乗だった。

厚労省が25日から始めた電話相談では、今月15日と18日にメキシコから帰国した日本人2人が発熱やせきなどの症状を訴えた。症状がほぼ治まっており、感染の有無を調べるのは困難という。電話相談(03・3501・9031)は27日以降も続ける。【清水健二】(2009年4月26日 20時14分 毎日新聞)

## メキシコからの入国者に自宅待機も 厚労省

このニュースのトピックス：感染症

豚インフルエンザ問題で、厚生労働省は26日、感染が広がっているメキシコから帰国、あるいは来日した人たちの健康監視を強化する方針を固めた。

具体的には、入国者に連絡先や居住地を聞いておき、同意が得られれば地元の保健所を通じて1日1回程度、電話による健康確認を行う予定。確認の期間は10日程度を想定している。自宅待機の要請も検討している。次のメキシコからの直行便が2便予定されている29日から実施するという。米国便については、まだ実施しないという。

平成15年の新型肺炎(SARS)発生でも同様の対応が取られている。

また、25日午後7時5分に成田空港に到着したメキシコ便に搭乗していた乗員乗客計404人のうち、1人に発熱の症状がみられたが、感染のおそれはないという。

厚労省新型インフルエンザ対策推進室は「あらゆる事態に対応できるよう、引き続き情報収集にあたりたい」としている。(2009.4.26 11:38 産経ニュース)

## 【厚生労働省】帰国者3人が体調不良 相談窓口

厚生労働省は26日、豚インフルエンザの感染拡大を受けて設置した電話相談窓口に、メキシコと米国から帰国した3人が発熱やせきなど、体調不良を訴えたことを明らかにした。いずれも豚インフルエンザに感染した可能性は低いという。

メキシコと米国を訪問し、15日に帰国した人は発熱とせきなどの症状がみられたが、すでに完治。ほかの2人もインフルエンザの症状と異なるなど、感染が疑われる事例ではなかった。電話相談（電話03・3501・9031）は27日も午前9時から午後9時まで行われる。（2009.4.26 19:33 産経ニュース）

## 【神奈川】豚インフルエンザ相談窓口に54件

メキシコや米国での豚インフルエンザの流行を受け、神奈川県や横浜市など5市が開設した相談窓口で26日、計54件の相談があった。相談内容は「メキシコから帰国したが、感染しているのか心配」などの健康状態に関する相談が14件、「豚肉を食べても大丈夫か」など豚インフルエンザに関する相談が40件。県は、新型インフルエンザの発生に備えて、新型インフルエンザ対策会議を27日に開催する。（2009.4.26 20:11 産経ニュース）

## 【千葉県】が豚インフルで相談窓口設置

県は26日、メキシコと米国で流行している豚インフルエンザの電話相談窓口を設置した。県健康福祉政策課によると、人への感染に関する問い合わせは疾病対策課（電）043・223・2665、健康福祉政策課（電）043・223・2675で受け付ける。豚肉の安全などは衛生指導課（電）043・223・2626、豚（家畜）に関しては畜産課（電）043・223・2938が対応、県内全域の保健所19カ所や各家畜保険衛生所などでも相談を受け付ける。受け付け時間は午前9時から午後5時までで、5月1日まで。

26日は「電車の中で外国人が近くにいて、その後熱が出たが大丈夫か」などという匿名の女性からの相談が、長生保健所に1件あったという。（2009.4.26 20:10 産経新聞）

## 【徳島】県が危機管理会議 相談窓口を設置

メキシコ市を中心に豚インフルエンザの人への感染が多数判明したことを受け、県は25日、危機管理会議を開くとともに相談窓口を設置した。相談窓口（088・621・2228）の対応時間は26日は午前9時～午後9時。27日以降は検討中という。

会議には武市修一政策監ら18人が出席。県関係の情報収集、情報伝達の強化や状況悪化も視野に入れた体制の準備――などを指示した。【深尾昭寛】

（4月26日16時1分配信 毎日新聞）